通告1番目、7番、福岡進二議員、発言席から一問一答方式で質問をお願いします。

福岡進二議員。

○福岡議員 おはようございます。7番、福岡進二です。議長の許可を得ましたので、通告に従い、一問一答方式で質問を行います。今議会では、水道施設の整備について、成年後見制度の利用と充実について、「2025年問題」今後の医療と介護について、学校給食についての4点お伺いいたします。

最初に、水道施設の整備について質問を行います。

去る10月3日日曜、和歌山市では六十谷水管橋の破損に伴い発生した断水や濁り水により、約6万戸の地域住民に約1週間影響を与えました。そのような中、和歌山市民がネット等の意見で、市政の怠慢である、市民会館建設よりも水道施設の整備が優先ではないかなどの意見も多々ありましたので、今回質問を行うことにいたしました。

さて、水道は毎日の暮らしになくてはならない重要なインフラであります。極端に言えば、水道の蛇口をひねると水が出、安全性が確保されているため、何も考えず飲料水として使用するなど、当たり前であると市民は思っています。しかし、近年、全国的に水道管の老朽化が進み、漏水や断水などのトラブルを引き起こすとし問題視されていますが、水源から採取した水を浄水場や配水池、水道管を通じて各家庭へ供給されていますが、特に水道水には塩素が含まれていることから、施設や管路は時間がたつにつれて腐食するなど老朽化し、破裂しているところが多く、深刻な社会問題となっているため、今後、いかに水道のインフラを守り抜けるかが重要な課題となってきています。

また、水道管の耐用年数は地方公営企業法により、法定耐用年数は40年と定められており、耐用年数を超えた水道管をそのまま放置すれば、場合によっては水の濁りや漏水などの原因となってしまいます。当市では以前、水道管破裂による漏水等により断水が多々ありましたが、最近ではそういったことがなくなっており、非常にありがたく思っています。

一方、国においては、近年、全国的に地震災害が多発している状況の中、震災時に給水が特に必要となる施設、例えば、病院、避難所などを重要給水施設と位置づけ、ここに供給する管路を重要給水施設管路とされ、優先的に耐震化を図るように求められています。

そこでお尋ねいたします。1点目、現在、当市の水道管の老朽化の状況及び耐震

化した管路の延長並びに耐震化率の状況は、どのようになっているのでしょうか。 特に、基幹管路の耐震状況は、どのようになっているのでしょうか、お伺いいたします。

次に2点目の今後、水道管の布設替計画については、全ての水道管の詳細を把握することは困難な状況であると考えますが、劣化状況や維持管理状況により、順次限られた予算の範囲内で整備していくことになろうかと思います。しかし、当市でもいつ発生してもおかしくないと言われている東南海・南海地震が発生した場合、一定の影響を受けることが予測されています。これら大規模地震の際には、電気、水道施設への影響も避けられないと考えられ、特に水道は市民の生命を維持するための飲料水や避難所等の衛生を確保するため重要なライフラインです。そうしたことで震災で断水した場合、いかに早く復旧できるかが課題で、そのためにも耐震化が重要となり、早期に水道管の布設替えを行っていかなければならないと、私は感じています。

そこでお尋ねいたします。今後、老朽管と耐震化による水道管布設替えについて の計画をお尋ねいたします。

次に3点目、水道事業の見通しと方向性についてでありますが、市では自主財源の確保と経費の削減に取り組み、独立採算による健全な経営に努められています。しかし、多くの自治体では、人口減少などの影響で、その収入は減る一方で、水道管の更新を行う費用が確保できていないところもあると聞いています。今後もコロナ禍といった急激な経済活動の変化による水需要の動向、水道施設にかかる固定経費の上昇、年々増加する建設改良事業費等も相当な額が見込まれることとなり、また、少子高齢化による給水人口の減少に伴う給水収益の減少等も影響して、経営状況が悪化することも懸念されています。

また、水道事業は一般会計から独立して、その財源は水道料金で賄うことを前提 に運営されておりますが、他の自治体では、経営が悪化して一般会計から財源を繰 り入れているところもあると聞いています。

そこでお尋ねいたします。これまで水道事業経営については、どのように総括を し、その検証を踏まえ、今後どのように取り組んでいかれようとしているのか、お 伺いいたします。

- ○福山議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。 市長。
- ○中芝市長 おはようございます。福岡議員1番目のご質問、水道施設の整備につい

てをお答えをいたします。

これまで、本市では、岩出市長期総合計画をまちづくりの指針に、将来像である「活力あふれるまち」ふれあいのまち」の実現に向け、市民、地域との対話と協調の下、市民の皆さんが住んでよかったと思えるまちづくりを進めてまいりました。また、先般、和歌山市において発生しました六十谷水管橋の崩落を受け、和歌山県全域において、ライフラインのネットワーク性と強靱性を確保するため、リダンダンシー点検を実施しているところでございます。

水道事業における経営の総括ですが、給水人口の停滞と節水機器の普及などによる使用水量の減少と、これに伴う料金収入の減少、施設の老朽化の進行など、多くの課題に直面している中、今後想定される人口減少を見据え、計画的かつ効率的に事業を行っていく必要があります。このため、平成27年度に岩出市水道事業ビジョンを策定するとともに、平成28年度に水道事業アセットマネジメント計画を策定し、事業を進めてまいりました。

また、未収金対策による自主財源の確保、有収率向上対策等による経費の削減により、昭和61年以来、消費税増税以外では水道料金の値上げをせず、健全な経営を行い、地方公営企業の経営の基本原則であります独立採算による運営と公共の福祉を増進するよう努めてまいりました。

今後の取組といたしましては、引き続き、岩出市水道事業ビジョンやアセットマネジメント計画に基づき、施設の延命化や投資の平準化を図り、老朽施設の状態を把握した上で、優先度や安全性を考慮し、施設の更新と耐震化を推進するとともに、未収金対策による自主財源の確保や経費の削減に取り組んでまいります。また、将来にわたり、給水人口の減少などによる収入の減少により、厳しい経営状況になることが想定されますが、安全で安心した水を安定して供給していけるよう、持続可能な事業運営を目指してまいります。

なお、詳細については上下水道局長から答弁させます。

- ○福山議長 上下水道局長。
- ○黒井上下水道局長 おはようございます。福岡議員、1番目のご質問、水道施設の 整備についての1点目、水道管の老朽化及び耐震化した管路の延長並びに耐震化率 はについてお答えいたします。

令和2年度末現在におきまして、水道管路の総延長は393.2キロメートルであり、 うち法定耐用年数である40年を経過した管路の延長は100.9キロメートル、総延長 に対する40年を経過した管路の占める割合である経年化率は25.7%となっています。 また、耐震化した管路の延長は166.6キロメートル、耐震化率は42.4%となり、うち基幹管路の耐震化した延長は8.4キロメートル、耐震化率は23.4%となります。

次に2点目、老朽管と耐震化による水道管の布設替計画はにつきまして、本市では、アセットマネジメント計画において、老朽管については、法定耐用年数の1.5倍の60年まで使用できるものとして延命を図っております。また、耐震化についても配慮した効率的かつ効果的な整備のために、水道管の布設時期や重要度等により優先順位を定めて、主として公共下水道事業に伴う上水道管移設工事による配水管の更新や基幹管路である送水管の更新を進めてまいります。

続いて3点目、水道事業経営の総括と検証を踏まえた今後の取組はについてですが、先ほど市長がお答えしたとおりであり、今後の主な事業といたしましては、水道施設再構築事業を令和3年度から令和8年度にかけて計画しております。事業の内容につきましては、令和3年度から令和4年度で老朽化した浄水場設備の機能を回復、向上させるため、第一浄水場設備の改築・更新事業に取り組んでおり、また、令和5年度以降で老朽化した送水管の耐震化を図るため、送水管更新事業に取り組んでまいります。

今後は、給水人口の減少や開発の減少による収入の減少により、厳しい経営状況になることが想定される中、安全で安心した水を安定して供給していけるよう健全経営に努めてまいります。

○福山議長 再質問を許します。

福岡進二議員。

○福岡議員 3点について再質問いたします。

1点目、水道の耐震化の延長は166.6キロメートル、率で42.4%とお答えいただきました。しかし、国においては、近年、全国的に地震災害が多発している状況であるため、平成27年度に水道の耐震化計画等策定指針を改定され、重要管路につきましては、レベル2地震動に対応するよう求められています。つきましては、当市でこれらの耐震化の対応状況についてお伺いいたします。

2点目、事業費については、財源確保が一番の課題であると思いますが、耐震化を推進することによって、国の補助制度を活用できるのでしょうか。また、できないのであれば、財源の見通しはどのようになるのでしょうか。ただ、市民の声としては、最近、実質的な水道料金の改定を行っていないため、今後も値上げすることなく事業を実施してほしいと聞いていますので、その件も併せてお答えください。

最後に、水道事業は、料金収入、企業債、そして一般会計からの繰入れ等による

歳入となります。一方、歳出では、膨大な設備投資を伴うもので、先行き厳しい状況が考えられ、その対策は喫緊の課題になりつつあります。つきましては、今後10年間の水道事業の経営状況の見通しと方向性について、再度お伺いいたします。

- ○福山議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。 上下水道局長。
- ○黒井上下水道局長 再質問の1点目についてお答えいたします。

本市では、災害拠点病院、学校や体育館等の避難所、消防署等の防災拠点を重要給水施設として位置づけ、各施設の水道管の状況を把握し、優先して供給ラインを確保するよう計画しており、公共下水道事業に伴う上水道管移設工事を活用することで、効率的かつ効果的に重要管路の耐震化を進めております。

再質問の2点目と3点目について、一括してお答えいたします。

今後の経営状況の見通しですが、収入については、給水人口の減少に伴い、水道料金は減少し、開発による加入分担金及び施設分担金も減少していくことが見込まれます。支出については、アセットマネジメント計画に基づく施設の延命化、投資の平準化を図りながら、老朽施設や管路の更新や耐震化を進めていく必要があるため、第一浄水場設備改築更新事業、送水管更新事業、新設道路市道金屋荊本線への管路布設事業、公共下水道事業に伴う上水道管移設工事による管路の耐震化を計画しており、多大な事業費を見込んでおります。

事業の財源については、国の補助制度の要件に当てはまらないため、補助金を活用することができず、留保してある資金と企業債の借入れにより賄う予定でございます。

令和3年3月に策定しました岩出市水道事業経営戦略による収支計画において、 今後10年間の収支の見通しは立っておりますが、計画以上の給水人口の減少による 水道料金の減少や開発による加入分担金、施設分担金の収入がなくなれば経営が厳 しくなり、水道料金の値上げやさらなる企業債の借入れによる資金確保の検討が必 要となると考えております。

○福山議長 再々質問を許します。

(な し)

- ○福山議長 これで、福岡進二議員の1番目の質問を終わります。 引き続きまして、2番目の質問を願います。 福岡進二議員。
- ○福岡議員 2番目、成年後見制度について質問を行います。

これについては、広報いわで12月号で記事が掲載されていましたので、今回質問をさせていただきます。

成年後見制度は、広報紙にも説明がありましたが、認知症や知的障害などにより 判断能力が十分でない方に対し、家庭裁判所によって選ばれた後見人が、財産の管理や福祉サービスの契約などを行い、本人の権利を守る制度です。

現在、認知症の人が増加する中、成年後見制度に対する需要はますます高まってきていると思います。昨今の報道では、認知症高齢者などがトラブルに巻き込まれるケースが多くなり、成年後見制度を利用していれば、高齢者本人やその家族がつらい思いをすることもなかったのではないかと思う報道も多々されていました。

そのような中、認知症の方は全国で600万人を超えると言われており、この制度を利用している方は約23万人で、必要な人に制度が利用されていない状況であると国が発表されていました。そうしたことから、平成28年に成年後見制度の利用の促進に関する法律が施行、また平成29年には成年後見制度利用促進基本計画が閣議決定され、市町村は、国の基本計画を踏まえた計画の策定や成年後見センターなどの中核機関の設置が求められています。

しかし、この成年後見制度利用について、全体の43%に当たる741団体で申立て件数がゼロであるとされていました。そのため、国では申立てが低調な理由には、制度に関する職員の知識不足や自治体側の手間、費用負担が生じることがあると見ており、一定の人口があるのに、ゼロ件の自治体では支援が必要な人に知れ渡っていないのではないかとされていました。しかし、市民は日常生活において様々な契約行為があり、認知症の方々を支えるためにも、成年後見制度の利用について、行政は積極的に進めていかなければならない時期に来ていると考えます。

そこでお伺いいたします。 1 点目として、過去 3 年間において、市長による成年 後見申立て状況及びその費用はどのようになっているのでしょうか。

次に2点目として、国は権利擁護の観点から、成年後見制度の利用を促している ものの自治体による取組の差をどのようにして埋めるのかを課題としています。つ きましては、本市の成年後見制度の取組状況と課題をどのように捉えているのか、 お伺いいたします。

- ○福山議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。 生活福祉部長。
- ○松尾生活福祉部長 福岡議員ご質問の2番目、成年後見制度の利用の充実について お答えいたします。

市では、判断能力が十分でない高齢者や障害者の生活の自立の援助及び福祉の増進のため、成年後見等開始審判の市長申立てを行っています。市長が申立てを行うことができる対象者は、本市に居住し、後見等を必要とする状態にある方で、配偶者及び2親等以内の親族がいない場合、また親族があっても虐待の事実があるなど、市長申立てが必要であると判断した場合に行っています。

ご質問の1点目、市長による成年後見の申立て状況及びその費用についてでありますが、市長申立ての件数は、平成30年度3件、令和元年度2件、令和2年度1件であります。また、申立てに必要な費用は、申立て手数料と連絡用郵便切手、後見登記手数料などとなり、平成30年度は1万9,590円、令和元年度は1万3,060円、令和2年度は8,395円です。

続いて2点目、本市の成年後見制度の取組状況と課題をどう捉えているのかについては、地域包括支援センターでは、高齢者、とりわけ認知症等により判断能力が低下した方の権利を守り、その人らしい生活の継続を支援するために、高齢者とその家族や支援関係者に対し、成年後見制度を正しく理解し、適切に利用できるよう相談や制度の周知等を行っております。

課題につきましては、岩出市におきましても、全国と同様、高齢化の進展に伴い、 今後、認知症高齢者の増加や単独世帯の高齢者の増加が見込まれており、成年後見 制度の利用の必要性は高まってくるものの、制度自体が理解されていないことによ り制度の利用が必要な方が利用に結びつかないということが上げられます。

いずれにしましても、成年後見制度を必要とする方が適切に利用できるよう、引き続き制度の周知に努めてまいります。

○福山議長 再質問を許します。

福岡進二議員。

○福岡議員 成年後見制度の利用と充実について答弁いただきました。市では、毎年、成年後見申立て手数料等、老人福祉費の中で予算計上されていますが、3年間で市長による申立て件数は6件との答弁でしたが、利用されている方が少ないなと感じました。

そこで、2点について再質問いたします。1点目として、現在、成年後見制度を 利用している岩出市民は何名ぐらいいるのでしょうか、お伺いいたします。

2点目として、今後、当市においても単身高齢者が増加し、成年後見制度の必要性は一層高まり、その需要はさらに増大することが見込まれます。そういったことから、成年後見制度は、弁護士などの専門職後見人がその役割を担うだけでなく、

専門職以外の、いわゆる市民後見人を中心とした支援体制が必要であり、厚労省においてもその支援事業が実施されています。

そこでお伺いいたします。今後、成年後見制度の利用者が増えていくことを考えた場合、その受皿としての後見人の確保は重要であると考えます。そのため、例えば、制度に関する一定の知識を身につける市民後見人の養成等について市の見解をお伺いいたします。

- ○福山議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。 生活福祉部長。
- ○松尾生活福祉部長 再質問の1点目、成年後見制度を利用している岩出市民は何名 くらいいますかについてですが、和歌山家庭裁判所の報告書によりますと、令和3 年4月22日現在、被後見人の住所が岩出市の方は148名です。なお、148名の中には 本人の住民票上の住所は岩出市外ですが、実際に住んでいる場所が岩出市内の施設、 病院という方も含まれております。

再質問の2点目、市民後見人の養成等について、市の見解についてということですが、これまで親族後見人や弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職後見人が、後見人の受任者としてその役割を果たしてきましたが、少子化で身寄りのない人が増加したことや、特に専門職後見人の成り手不足等により、新たな成年後見人の担い手として、市民後見人が注目されていることは市としても理解しておりますが、現在、岩出市では市民後見人の養成は行っておりません。

厚生労働省の令和2年度成年後見制度利用促進施策に係る取組状況調査結果によりますと、全国の市区町村1,741自治体のうち市民後見人の養成を実施しているのは393自治体であり、全国的にも取組が進んでいない状況にあると言えます。

市民後見人養成の取組は、養成講座修了後も活動の支援やフォローアップの体制が重要となるため、市においては、先進地の取組等に注視し、市民後見人の養成が必要になった際には、適切に事業実施ができるよう情報収集に努めてまいります。

○福山議長 再々質問を許します。

(な し)

- ○福山議長 これで、福岡進二議員の2番目の質問を終わります。引き続きまして、3番目の質問を願います。福岡進二議員。
- ○福岡議員 3番目、「2025年問題」今後の医療と介護について質問を行います。 高齢化社会が進むにつれ、よく話を聞く機会が増えてきましたのが2025年問題で

す。労働力不足や税金の減収問題など、高齢化社会における問題が表面化されている昨今、高齢者の割合がさらに高まることで、医療や介護においても今以上に大きな影響が出ることを想定されています。そのため問題となる2025年まで5年を切りましたので、今回質問をすることにいたしました。

初めに、2025年問題とは、戦後の第1次ベビーブームの昭和22年から24年に生まれた、いわゆる団塊の世代が75歳を迎える令和7年に、日本がさらなる超高齢化社会に突入することで起こり得る問題であるとされています。

現在、少子高齢化が進展する中、あと数年後に迫る2025年問題は、医療や介護などの社会保障を揺るがしかねない、我々の生活にも直結する問題であると考えます。内閣府の発表では、2025年には75歳以上の後期高齢者の人口が約2,180万人と予想されており、これに65歳から74歳までの前期高齢者約1,497万人を足すと約3,670万人以上となり、日本の総人口約1億2,000万人の約30%、国民の3人に1人が高齢者となります。

また、65歳以上の高齢者を15歳から64歳である生産年齢人口で支える割合は2.0 人、現役世代2人で1人の高齢者を支えることになると見込まれています。そして、最も深刻な問題となってくるのが、超高齢化社会を支える生産者人口の減少であり、労働力不足と言われています。その労働資源が不足することで、社会保障や保険、年金などにも大きな影響を及ぼし、特に医療と介護の需要が非常に大きくなってきていています。

現在、医療の著しい進歩により、元気な高齢者が増えてきていますが、高齢者が増加することにより疾患リスクが高まり、医療、介護の需要が今まで以上に高まってくることが予測されます。

また、新型コロナウイルス感染症拡大によって、労働力の減少は、この先ますます進んでいくことが予測され、医療・介護業界も例外ではなく、将来的に医師や看護師、介護従事者が減少することは避けられないものと考えます。

現在、当市の令和3年11月末人口は、過去最高の5万4,138人と人口が増加しています。しかし、高齢化は、平成27年で21.2%でしたが、現在23.9%と、年々上昇し、令和12年には27.6%と予測され、今後、当市においても全国と同様に確実に超高齢化社会を迎えることとなり、様々な問題が発生してくるものと考えます。

そこで1点目として、令和7年(2025年)までの高齢者と介護認定者の推移はどのように見込んでいるのでしょうか。それぞれ現在の人数と比較してお答えください。

次に2点目、超高齢化社会を迎えるに当たり、医療や介護の需要も増大し、それに伴って、本市の予算も今以上に増大していくものと考えます。特に団塊の世代が後期高齢者医療保険に移行することにより、国民保険の医療費は減少しますが、その反面、後期高齢者医療保険の医療費が増大することとなります。

それぞれの財源ですが、国民健康保険は被保険者が負担する保険税と国・県の補助金で賄っており、また後期高齢者医療保険は、被保険者が負担する保険料と国・ 県の補助金、市の負担金及び現役世代の負担による支援金で賄っております。

そして、介護保険の財源は、国・県・市の公費負担のほか、財源の50%を40歳以上の被保険者の介護保険料で賄っています。しかし、後期高齢者1人当たりの年間 医療費は、75歳未満で平均22万2,000円、75歳以上では93万9,000円と約4倍となり、介護費用についても後期高齢者は大きく膨れ上がってきています。

一方、医療、介護、年金を合わせたサラリーマンの保険料率は年々増加し、2025年には31%までに増えると見込まれており、現役世代の負担をいかに軽減するかが大きな課題とされています。つまり医療費は、今後も増え続ける一方、労働人口が減り、徴収できる税金が減ってしまえば、必然的に社会保障を確保することが困難になってくることが予測されます。今後、質の高い医療を提供するため、国においては様々な見通しが行われており、また医療だけでなく、介護についても同様であると考えます。

そこで、市として安定的な財源確保に取り組んでいただくためにも、2025年まで の医療費、介護給付費の推移と財源をどのように確保していこうと考えているのか、 お答えいただけますか。

次に3点目として、2025年問題として、超高齢化社会問題を解決するため、平成23年の介護保険改正時に国が提唱した地域包括ケアシステムがあります。その地域包括ケアシステムとは、高齢者自身が生活の中心となる住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制です。

そこでお伺いいたします。本市の地域ケアシステムの取組についてお伺いいたします。また、過去3年間の地域包括支援センターへの相談件数及び主な相談内容についてお伺いいたします。

次に4点目として、今後、2025年に向けて老老介護や認認介護によることが予測されており、残り5年を切っている状況であり、悠長に先送りできる問題ではないと考えます。そのためにも、2025年になってから対策に追われることがないよう、

今からでもサービスの種類や利用方法など、検討や啓発が必要であると思いますが、 市の対応や見解についてお伺いいたします。

- ○福山議長 ただいまの3番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。 生活福祉部長。
- ○松尾生活福祉部長 ご質問の3番目、「2025年問題」今後の医療と介護についてお 答えいたします。

2025年には団塊の世代の方が75歳以上になり、何らかの支援が必要な高齢者の増加が予想されています。このことから、本市において、令和3年3月に策定した令和3年度から5年度までの3年間の計画である第8期岩出市高齢者福祉計画、岩出市介護保険事業計画では、令和3年から5年に加え、令和7年(2025年)及び団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年(2040年)を見据え、計画を策定しております。

ご質問の1点目、2025年までの高齢者数と介護認定者の推移についてでありますが、推計値については、介護保険事業計画において、それぞれ令和3年から5年と令和7年(2025年)を推計しておりますので、その推計値でお答えいたします。

まず、65歳以上の高齢者人口につきましては、本年11月末現在で1万2,932人、事業計画における推計値は、令和4年、1万2,978人、令和5年、1万3,182人、令和7年(2025年)、1万3,574人となっております。また、65歳以上の要支援・要介護認定者数につきましては、本年11月末現在で2,139人、事業計画による推計値は、令和4年、2,253人、令和5年、2,329人、令和7年(2025年)は2,461人となっております。

なお、令和3年3月に策定された和歌山長寿プラン2021の推計値では、2025年度の岩出市の高齢化率は25.9%で、県内で最も低い高齢化率と推計されております。また、2025年度の要支援・要介護認定者の割合については17.8%で、県内で2番目に低い認定率と推計されております。

続いて2点目、2025年までの医療費、介護給付費の推移とその財源についてお答 えいたします。

まず、医療費についてですが、団塊の世代に該当する国民健康保険の被保険者は、令和3年度から75歳以上の方が加入する後期高齢者医療へ移行し、令和7年(2025)年には団塊の世代全員が全て後期高齢者となります。このため団塊の世代が後期高齢者医療へ移行していく2025年までの移行期には、医療費が高くなる70歳以上の国民健康保険の被保険者数の割合が高くなることから、1人当たり医療費が増加し、

医療費総額も増加するものと見込んでおります。

団塊の世代が後期高齢者医療への移行後は、国民健康保険の被保険者がさらに減少していくことに伴い、国民健康保険に係る医療費総額も減少することが予想されますが、後期高齢者医療制度や介護保険利用者は増加することが見込まれ、国民健康保険税で徴収している後期高齢者支援金や介護納付金が確実に増加することが予想されることから、国民健康保険としては大きな課題として捉えております。

なお、保険給付費に対する財源については、国民健康保険の広域化後、保険給付 に必要な費用は県から市に現年度中に全額交付されるため、保険給付費が支払い不 足に陥ることはありませんので、安定した国民健康保険財政の運営につながるもの と考えております。

また、後期高齢者医療については、和歌山県後期高齢者医療広域連合が運営主体 となり、医療給付等を担っております。その財源は、国・県・市による公費が5割、 後期高齢者支援金が4割、保険料が約1割となっております。将来の財政リスク等 に備え、国・都道府県が共同して責任を果たす仕組みが設けられています。

次に、介護給付費の推移でありますが、1点目と同じく、介護保険事業計画の令和3年度から5年度と令和7年度(2025年度)の推計値でお答えいたします。

在宅施設サービス等合わせた総給付費は、令和3年度、30億9,575万6,000円、令和4年度、32億585万5,000円、令和5年度、33億4,466万7,000円、令和7年度(2,025年度)、35億499万円となっております。

なお、介護保険の財源につきまして、介護保険法で規定されているとおり、公費50%、40歳以上の被保険者の保険料50%となりますので、財源を確保していくには給付費の急激な増加を抑制することが重要となるため、介護予防や健康増進の取組により元気な高齢者を増やしていくことがポイントとなります。

そのため、市では今後も各種検診の推進や生活習慣病予防に取り組むとともに、 自主的な介護予防活動の取組や地域の住民主体の集いの場づくりを支援するため、 シニアエクササイズ教室、岩出げんき体操応援講座の実施や自主グループの活動の 育成・継続、また地域交流マップを作成するなど、介護予防、健康づくりの推進と 社会参加の促進に取り組んでまいります。

続いて3点目、地域包括ケアシステムの取組についてでありますが、地域包括支援センターでは、高齢者を支援する機関として、高齢者とその家族や地域住民、関係者等からの様々な相談に対応するとともに、介護予防や健康寿命の延伸のための取組としてシニアエクササイズ教室や岩出げんき体操等の介護予防事業の実施、医

療と介護を必要とする方が地域で安心した生活を送ることができるよう、医療と介護の連携体制の構築のための事業や認知症に関する事業等を実施しております。

高齢者の支援においては、地域の関係者との連携が重要であるため、民生委員・ 児童委員や見守り協力員、地域の介護サービス事業者や地域ボランティア等が参加 する地域ケア会議を定期的に開催し、日頃から顔の見える関係性の確保と支援体制 の構築に努めております。

次に、地域包括支援センターにおける過去3年間の相談件数及び相談内容ですが、 平成30年度の相談件数は、実人数736人、延べ件数1,261件、令和元年度、実人数 668人、延べ件数1,029件、令和2年度、実人数623人、延べ件数1,144件でした。

相談内容では、平成30年度、令和元年度、令和2年度ともに一番多かったものは介護保険の申請や介護サービス利用等の介護に関すること、次に認知症に関すること、続いて施設入所に関することでした。

続いて4点目、サービスの種類や利用方法等の検討や啓発等に対する市の対応と見解についてでありますが、介護保険サービスには訪問介護やデイサービス、訪問や通所によるリハビリテーションなどの在宅サービス、生活全般の介護や療養が必要なため施設に入所する施設サービス、生活する環境を整える福祉用具の貸与や購入、住宅改修など、様々なサービスがございます。また、在宅で独り暮らしなど、調理が困難な高齢者に栄養バランスの取れた弁当を配達する食の自立支援事業や寝たきりや認知症の家族の負担軽減を図るための紙おむつ支援事業なども実施しているところであります。

現在、介護保険制度については、保険証送付時に、かんたん利用ガイドで制度や利用方法についてお知らせしているところでありますが、今後、高齢者がますます増加する中、老老介護、認認介護の方など、介護サービスが必要な方が必要なときに必要なサービスの受給につながるよう、今後も制度の周知及び市役所、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所等の介護保険サービスの相談窓口の周知に努めてまいります。

- ○福山議長 再質問を許します。福岡進二議員。
- ○福岡議員 地域包括ケアシステムの取組についての答弁がありましたが、例えば、 東京都世田谷区では、行政主導の取組として、地域包括ケアシステムの5つ要素で ある医療、介護、予防、住まい、生活支援について取組を行っています。

その取組を簡単に紹介させていただきますと、医療では、ケアマネタイムや医療

と介護の連携シートによる福祉と医療の情報の共有化、介護では、定期巡回、随時対応型訪問介護・看護を区内全域で提供できる体制を確保し、計画的に整備を推進、予防では、地域包括支援センターによる社会資源を活用した高齢者の居場所づくり、住まいでは、デイサービス、ショートステイに併設した都市型軽費老人ホームをオープン、生活支援では、地域資源をうまく活用した地域活動の拠点整備を行うなど、地域で協力しながら、日常的に高齢者の状態を確認できる環境をつくるなど、医療、介護の負担軽減につながっていると言われています。

限られた労働力で増え続ける高齢者をサポートしていくためには、地域で連携して、医療や介護サービスを提供していく仕組みを整えることが最重要であると考えます。ついては、今後、市としてどのような事業等の取組を行っていこうと考えているのか、お伺いいたします。

- ○福山議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。 生活福祉部長。
- ○松尾生活福祉部長 再質問の今後市としてどのような事業等の取組を行っていこう と考えているのかにつきましては、先ほども答弁いたしましたとおり、市では元気 な高齢者を地域に増やしていくための介護予防の自主グループ支援や認知症の方へ の見守り体制の構築等の認知症支援に取り組んでおります。

医療と介護の連携では、那賀圏域では、退院支援ルールを策定し、要介護状態の 方が自宅等へ退院するための準備をする際に、病院からケアマネジャーに着実に情報を引き継ぐための情報共有を行うことで、安心して自宅等での生活を継続できる よう、切れ目のない支援を行っております。

今後、どのような事業等の取組を行っていくのかということですが、本市においても高齢化の進展に伴い、今後、介護ニーズが高まることから、現在の取組を一層充実させるとともに、高齢者を取り巻く地域の様々な機関や地域住民、民間事業者等が連携し、地域全体で支援できる体制づくりを進めてまいります。

○福山議長 再々質問を許します。

(な し)

○福山議長 これで、福岡進二議員の3番目の質問を終わります。 続きまして、4番目の質問を願います。

福岡進二議員。

○福岡議員 次に4番目、学校給食について質問いたします。

現在、市においては、子育て支援に対して様々な事業を展開されていることに感

謝申し上げます。さて、最近、給食費の無償化については、子育で支援策として、 また一人でも多くの世帯がその自治体に移住してもらうことを狙いとして、制度化 している自治体もあり、全国的に広がりつつあります。特に県内では、直近の紀の 川市長選挙において、学校給食費の無償化が発表されていました。しかし、学校給 食法第11条第2項では、経費以外の学校給食の運営に要する経費は、学校給食を受 ける児童または生徒の学校教育法第16条に規定する保護者の負担とすることが明記 されています。また、市では、生活困窮家庭の児童生徒には、生活保護や就学援助 制度などで給食費の免除制度を創設されています。

そこで、1点目についてお尋ねいたします。小中学校の給食1食当たりの負担額は、それぞれ幾らになるのでしょうか、お伺いいたします。

次に2点目については、先ほども申し上げましたが、経費以外の学校給食の運営に要する経費については、保護者負担となっていますが、本市ではどこまでが保護者負担となっているのでしょうか、お伺いいたします。

次に3点目については、学校給食法第11条では、学校給食の実施に必要な施設及び整備に要する経費並びに学校給食の運営に要する経費のうち、政令で定められるものは義務教育諸学校の設置者の負担とされています。そのため学校給食の運営に際しては、調理業務等を委託しているところでありますが、学校給食を作るのに際しての経費は幾らかかっているのでしょうか、お伺いいたします。

次に4点目については、給食費の無償化については、社会全体で子育てを支援していくという考えもありますが、これらにつきましては、国において議論すべきものであると私は考えています。また、無償化を実施するとなれば、国・県が財政支援するべきであると考えます。

そこでお尋ねいたします。給食の無償化に対する市の見解をお伺いいたします。

- ○福山議長 ただいまの4番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。 教育部次長。
- ○南教育部次長 福岡議員の学校給食費についてのご質問にお答えいたします。

まず1点目の小中学校の給食1食当たりの負担額についてでありますが、学校給食法では、第1条に、学校給食の目的が掲げられており、その趣旨は、学校給食が児童及び生徒の心身の健全な発達に資するものであり、食に関する正しい理解と判断力を養う上で重要な役割を持つものであることから、学校給食の普及充実及び学校における食育の推進を図るとされており、第2条では、学校給食の目標として7つの目標を掲げ、目標が達成されるよう努めなければならないとされています。

第11条では、議員ご質問の中にもございましたが、経費の負担がうたわれており、 第1項では、学校給食の実施に必要な施設及び設備に関する経費並びに運営に要す る経費は設置者の負担とする。また、第2項では、前項に規定する経費以外の学校 給食に要する経費は、学校給食を受ける児童または生徒の保護者の負担とすると明 記されています。

本市では、岩出市学校給食費に関する条例を定め、学校給食費の額については、 岩出市学校給食費に関する条例施行規則に定めているところであり、現行の学校給 食費は、岩出市学校給食運営委員会からの提言を受け、議会の同意をいただき、小 学校で1食当たり260円、中学校で280円と定めております。

次に2点目、保護者の負担部分についてですが、具体的な項目は、給食を作る上において必要な経費として、賄材料費とパン、米飯の加工委託料となります。令和元年度の実績では、賄材料費1億6,248万9,586円、パン加工委託料1,158万9,335円、米飯加工委託料1,592万483円で、合計1億8,999万9,404円となります。令和2年度では、賄材料費1億9,195万3,465円、パン加工委託料1,241万5,048円、米飯加工委託料1,736万6,098円で、合計2億2,173万4,611円となります。

次に3点目についてですが、保護者の負担部分以外の経費は、令和元年度で総支出額3億1,829万1,849円から保護者負担部分1億8,999万9,404円を差し引いて、1億2,829万2,445円となります。令和2年度で総支出額は3億4,236万4,197円から保護者負担部分2億2,173万4,611円を差し引いて、1億2,062万9,586円となります。

学校給食に要する全ての経費を対象にして、年間給食実数で換算いたしますと、 1食当たりの給食費は、令和元年度では年間給食実数80万3,245食で、1食当たり の給食費は396.2円、令和2年度では年間給食実数83万4,750食で、1食当たりの給 食費は410.1円ということになります。

また、平成10年度の学校給食共同調理場の建設から今日までの初期投資や施設の改修等に多額の費用を要しております。具体的には、初期投資として、平成8年度から平成10年度の3年間で、公有財産購入費、設計業務委託料及び工事請負費で7億2,282万9,240円、また施設の維持管理に要する費用として、平成11年度から令和2年度までの22年間において、修繕費として5,745万1,887円、工事費として7,734万2,317円、備品購入費として1億60万9,392円で、合計2億3,540万3,596円を要していますので、施設面での初期投資から今日までの設備投資費として9億5,823万2,836円を要していることになります。

○福山議長 教育長。

○湯川教育長 4点目の無償化についての市の考え方についてお答えいたします。

結論から申し上げますと、学校給食費については、学校給食法の規定に基づき運営してまいりたいと考えておりますので、無償化については考えておりませんとお答えいたします。

その理由について述べさせていただきます。まずは、法律の解釈について申し上げますと、憲法第26条第2項において、「すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。」と規定されております。

この条文中の「義務教育は、これを無償とする」について、無償とする範囲をどう解釈するかということで、過去に裁判の事例がございます。昭和39年2月26日の最高裁の判決では、教育提供に対する対価とは、授業料を意味するものと認められる。憲法の義務教育は無償とするとの規定は、授業料のほかに教科書、学用品、その他教育に必要な一切の費用まで無償としなければならないことを定めたものと解することはできないとされ、国の財政等の事情を考慮して、立法政策の問題として解決すべき事柄であって、憲法の規定するところではないというべきであると結論づけられております。

学校給食費については、この判決でいうところのその他教育に必要な一切の費用に含まれるものであり、学校給食法の規定は、当然のことながら、憲法の趣旨を踏まえたものであり、学校給食費の無償化については、法的に何ら規定があるわけではなく、立法政策の問題として考えるべきとされております。

立法政策の問題として考えた場合、学校給食法の目的、目標から考えますと、適切な栄養摂取による健康保持、食に対する正しい理解、学校生活を豊かにし、明るい社交性、協同の精神を養う等々から考えますと、児童生徒がひとしく同じ給食を食べて、明るい学校生活を送ることができるということであると思います。

このことを前提に、無償化に向けて検討すべき問題をどう捉えていくかということでありますが、1つ目の問題としては、給食費を負担する保護者の方の経済的負担の問題があります。この点につきましては、現状の制度において支援制度ができておりますので、これもう実施されております。

逆に考えますと、全員を無償化にしますと、裕福な世帯も含まれますので、そう いった家庭にまで税金を投入していくことになります。

次に、財源の問題でありますが、平成29年度に文部科学省が実施したアンケート 調査で、無償化を実施している自治体に対しても調査をしております。無償化実施 後の課題として、継続的な予算の確保、食材費の高騰や転入者増への対応、食育への関心の低下や無償化を当然とする意識の高まりの懸念、こういったことが上げられておりまして、給食費の継続的な財源の見通しが立たないことや給食費の無償化よりも財源が必要な施策が拡大していることも課題になってきていると報告されております。

特にここ数年は学校校舎の耐震化事業、普通教室へのエアコン設置事業、あるいはGIGAスクール構想への対応など、多額の経費を要する事業が続いており、全ての自治体においては、今後も学習支援、コミュニティスクールへの対応、学校施設の長寿命化対策など、課題が山積しているものと想像できます。

なお、議員ご指摘のとおり、全国市長会においても子供の就学支援として、保護者の教育費負担軽減を図りつつ、学校給食実施基準を満たす学校給食を提供するため、学校給食費について、財源措置を講じることを要望しております。

岩出市としましては、必要なところへの税金を投入していくことについては、どんどん取り入れていくべきであり、市民の皆様方の理解もいただけると考えますが、公平に支え合うという観点から考えますと、給食費の無償化については、法律の規定のとおり、保護者が負担すべきものと考えますので、学校給食費の無償化については実施することは考えておりません。

○福山議長 再質問を許します。

福岡進二議員。

○福岡議員 2点、再質問いたします。

1点目、先ほども申し上げましたが、紀の川市は選挙公約で行うとのことですが、 実施するとなると、令和4年4月1日からになることと思いますが、現在、和歌山 県内で完全無償化している自治体の数と自治体名をお伺いいたします。

2点目、令和2年度決算では、新型コロナウイルス感染症の影響もあったと思いますが、教育費負担金は約2億2,262万となっています。例えば、学校給食を全面的に無償化した場合、年間の費用はどのくらいかかるのでしょうか、お伺いいたします。

○福山議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。 教育長。

○湯川教育長 再質問にお答えいたします。

学校給食費の完全無償化を実施している和歌山県内の自治体につきましては、高野町、すさみ町、太地町、古座川町及び北山村の5町村でございます。

紀の川市のことは承知しておりますが、これは他市のことでありますので、岩出 市の方針に影響するものではありません。

全面的に無償化した場合の運営経費につきましては、当該年度の歳出予算の全てが対象となりますので、令和2年度を参考といたしますと、3億4,236万4,197円となります。ここ数年の実績では、毎年3億円を超える額となってございます。

○福山議長 再々質問を許します。

(な し)

○福山議長 これで、福岡進二議員の4番目の質問を終わります。 以上で、福岡進二議員の一般質問を終わります。